

エストニア会社法の序論的考察

清 水 正 博

1. はじめに
2. エストニア商法 (Äriseadustik) の概要と会社設立の態様
3. Osühing のコーポレートガバナンス
4. Aktsiaselts のコーポレートガバナンス
5. その他の会社の形態
6. エストニアにおける企業情報開示と我が国のウェブ開示との比較
7. おわりに

1. はじめに

国土面積45万平方メートル、日本の約9分の1の大きさ⁽¹⁾の国、エストニア共和国（以下、エストニアとする）。1991年の独立以来、欧州への復帰・統合、経済改革とIT立国化を推進し、スカイプの開発、国民IDの導入で知られている。

今年の2月から電子居住（e-Residency）を開始し、誰でも、どこに住んでいてもIDカードを申し込むことによって、居住の許可は出ないが、エストニアの電子サービスを無料で享受でき、エストニアに入国して登記等の手続きをすることなく、登記、取締役会、稟議、株主総会など全ての手続きができる⁽²⁾とされている。

税金面でも法人所得税は20%程度と低水準であることに加え、内部留

保、利益再投資については非課税扱い⁽³⁾であり、今後、海外進出を検討する企業などが、エストニアでの会社設立を行うことの増加が予想される。このような流れの中で、エストニア法に関する日本語の文献、論文等が少ないことが指摘⁽⁴⁾されていることなどから、エストニア商法 (Äriseadustik) の体系的な研究を行う必要性を感じた。本稿は、その序論として、エストニア商法における会社の規律について aktsiaselts と osaühing を中心に概観するとともに、IT 先進国として、企業情報の開示等にどのような規定をおいているのか、我が国のものと比較して検討していくものとする。

2. エストニア商法 (Äriseadustik) の概要と会社設立の態様

エストニア商法 (Äriseadustik) は1995年2月15日に成立し、2011年までにはほぼ毎年のペースで部分的な改正を行ってきた。2011年1月1日からユーロを導入し、それまでクローン (kroon) で最低資本金が示されていたものが、ユーロで示されることとなった。そのため、osaühing については、当初40000クローンの最低資本金が要求されていたところ、後述のように2500ユーロの最低資本金と改められた。2011年のユーロ導入の際、1ユーロ=15.6466クローンの交換比率であったため、端数を切り上げて1ユーロ=16クローンで計算したことになる。Aktsiaselts についても同様に、40000クローンの最低資本金が要求されていたところ、25000ユーロの最低資本金に改められた。

エストニア商法2条1項において、täisühing、usaldusühing、osaühing、aktsiaselts、tulundusühistu の5つの会社形態があることが定められている。

前述の通り、IT 先進国として知られるエストニアでは、会社設立が迅速に行うことができる点も特徴的である⁽⁵⁾。わが国でも2006年施行の会社法により、最低資本金制度が廃止されるなど、株式会社の設立が容易にな

り、半日ないし1日で会社を設立することも可能となった。しかしながら、公証人による定款認証においては、事前に公証役場に予約が必要などところも多く、その後、法務局での登記までに時間がかかり、全国的に半日ないし1日で会社を設立することは難しい現状がある。この点、エストニアでは、osaühing については、電子登録を用いれば、全国どこでも数時間で設立できる⁽⁶⁾という特徴がある。エストニアでも公証人を用いると設立までに2、3日かかるが、登録作業も公証人が行うため、こちらも我が国に比べて迅速であるといえる⁽⁷⁾。

従来は、エストニアのIDカードの所有者、フィンランド、ポルトガル及びベルギーのIDカード所有者並びにリトアニアのモバイルIDの利用者のみが会社の電子登録を利用できる状況であった⁽⁸⁾が、前述の通り、電子居住(e-Residency)が開始され、我が国においても、本年5月13日より <https://apply.e-estonia.com/> においてオンラインでの申請が可能となった⁽⁹⁾。申請後、IDの受け取りには駐日エストニア共和国大使館への来館が必要となるが、エストニアへ直接訪れることなく会社の設立が即日可能となっている。

また、エストニア商法上では、144条1項7号などで、電子メールやインターネットのホームページアドレス(e-posti ja Interneti kodulehe aadress)という文言がストレートに表れており、IT先進国ならではの積極性を感じる面がある⁽¹⁰⁾。

電子署名についても、2000年12月15日から施行されているエストニア電子署名法(Digitaalalkirja seadus)3条1項により、手書きの署名と電子署名は同一の効力を持つものとされている。情報法の観点からもエストニアの企業関連法は検討すべき点が多々あるが、これについては別稿にて明らかにしたい。

3. Osaühing のコーポレートガバナンス

Osaühing は、エストニアで最も一般的な会社組織であり、比較的小規模の事業に用いられることが多い⁽¹¹⁾とされる。一般的には非公開有限責任会社ないし、単に有限会社と訳されているようである。エストニア商法9条3項において、略称として OÜ を用いることが認められている。2015年7月1日現在で、15万5893社の登記がある⁽¹²⁾。業種別では自動車関連の業種が一番多く、3万1138社の登記がある⁽¹³⁾。

エストニア商法136条において、最低資本金は2500ユーロと定められ、同法148条において、株式の額面の最低価格は1ユーロとされている。

株主総会 (Osanikud) は、Akttsiaselts と同様に、取締役会 (Juhatus) のメンバーの選任権をもつ監督委員会 (Nõukogu) のメンバーを選任することができる (168条1項3号)。監督委員会を設置しない場合は、取締役を直接選任することができる (168条1項4号)。

監査役 (Audiitori) については、エストニア商法190条1項において、2010年の改正までは、40万クローン (kroon) 以上の資本金または法令もしくは定款により定められている場合、設置しなければならないことになっていたが、2010年の改正により、資本金の要件は外されている。

株式の譲渡については、エストニア商法149条1項により、自由に譲渡することが認められている。しかしながら、149条2項において、株式を第三者に譲渡しようとする場合には、他の株主は優先的に譲り受けることができるとされている。具体的には、現在株式を所有している A が、第三者 B と当該株式の売買契約を結んだ後、取締役会に報告すると、取締役会は他の株主全員に当該株式の売買契約が締結された旨を報告し、その報告を受けて、買取を希望する株主がいれば、当初の売買契約が、A と買取を希望する株主との間で自動的に結ばれ、第三者 B は株式を譲り受けることができなくなる仕組み (優先買取権制度)⁽¹⁴⁾ である。

前述のように、Osühing は比較的小規模の事業に用いられることが多く、起業等の際に閉鎖的な会社であることを求める人々により選択される会社形態であると考えられる。しかしながら、この優先買取権制度は、当初株式の売買契約を結んだ第三者の買主にとっては、契約締結後に株式を失う可能性があり、「大きな危険」があるとの指摘⁽¹⁵⁾がなされているが、優先買取権制度の下では、買取の価格など、当初の売買契約の条件と同一に取り扱われるため、通常取引価格より比較的高額に株式の売買価格を設定することにより、他の株主が優先買取権を行使できないようにすることが考えられるが、そのようなことが許されるか否かは、今後検討の余地がある⁽¹⁶⁾。

また、複数の株主が優先買取権を行使することを望んだ場合、売却される株式は、それぞれの株主の株式所有率に応じて、分割して比例配分される⁽¹⁷⁾。

こうした優先買取制度は、イギリス法上の私会社において、附属定款に株式を譲渡する権利を制限する規定を設ける際に、他の株主の先買権を与える方式に類似している。しかしながら、この先買権による譲渡制限は、株式の譲渡を欲する株主がその意思を会社へ通告し、会社は他の株主に通知して、他に譲り受ける株主がない場合に限り第三者が譲り受けることができる⁽¹⁸⁾のものであり、エストニア商法における優先買取制度と異なり、株式の譲渡を希望する株主と第三者との売買契約の条件に拘束されることは一般的でなく、先買条項の多くが同時に株式の公正な価格を定めるための規定をおき、譲渡当事者間に別段の合意がない限り会社の会計監査役がこれを定める⁽¹⁹⁾ものとされていた。公正な価格に関しては、会計監査役が専門家として独自の立場で行動でき、その評価にいたった理由を陳述する必要はなく、評価が不当であると考えられる場合は、その主張をするものが举证責任を負い、不当な評価等で価格が導き出されたのであれば、裁判所はこの取消しができる⁽²⁰⁾ものとされてきた。

前述の通り、エストニア商法における優先買取権制度では、「公正な価

格」の設定は、あくまで、最初の売買契約においてなされ、それに拘束されるわけであるから、その価格が公正であったかどうか判断できる余地は残しておくべきであるとも考えられる。

この点については、ロシアにおける閉鎖型株式会社を対象とした株主の優先取得権と類似しているところが多く、今後、複合的に検討していきたいと考える。

4. Aktsiaselts のコーポレートガバナンス

エストニア商法における会社形態の一つである Aktsiaselts は、一般的には公開有限責任会社⁽²¹⁾ないし単に株式会社⁽²²⁾と訳されているようである。しかしながら、日本における株式会社とは異なる部分があるとともに、有限会社と訳される Osühing との違いも意識しながら、確認すべきであると考えられる。Aktsiaselts は、大規模な会社に適している⁽²³⁾とされ、222条において、最低資本金を25000ユーロ以上と定めている。エストニア商法9条3項において、略称として AS を用いることが認められている。

2015年7月1日現在、3641社の登記がある⁽²⁴⁾。Osühing と比べて数が少ないが、後述の機関設計の観点から、自然な流れであると考えられる。Aktsiaselts についても、Osühing と同様に自動車関連の業種が一番多く、753社の登記がある。

株主総会 (Üldkoosoleku) によって、取締役会 (Juhatus) のメンバーの選任権をもつ監督委員会 (Nõukogu) のメンバーが選任される (エストニア商法298条1項4号、319条1項)。

監督委員会 (Nõukogu) は、3人以上で構成され、任期は5年である (319条3項)。321条により、3ヶ月毎に開催することが求められている。監督委員会 (Nõukogu) のメンバーは株主に限定されない。

取締役会 (Juhatus) は1人または2人以上で構成され、監督委員会 (Nõukogu) によって選任され、任期は3年である (309条2項)。

取締役会の構成員、取締役と会社との関係はエストニア債務法 (Võlaõigusseadus) 619条における委任、委託 (käsundusleping) である⁽²⁵⁾と考えられている。また、取締役と会社との関係はエストニアにおける商法、債務法、民法総則等から検討すべきである⁽²⁶⁾ともされている。日本では、会社法330条において、株式会社と役員との関係は委任に関する規定に従うとされ、委任に関しては民法643条以下で規定されており、この点においては、日本法と同様の構造になっているといえるであろう。しかしながら、エストニアでは、日本における会社法330条のような直接的な規定がないため、破産手続等、さまざまな場面で取締役会の構成員である取締役の責任について、一般的に定まっていない面もあるようである。

株主総会は監査役 (audiitori) の選任も行う (298条1項5号)。

エストニア証券法 (Eesti väärtpaberite keskkregistri seadus) 2条1項3号では、すべての Aktsiaselts の株式をエストニア有価証券中央登記簿 (Eesti väärtpaberite keskkregistrer/Estonia Central Register of Securities) に登録しなければならないとされている。

エストニアにおける取締役には一般的な注意義務と忠実義務がある⁽²⁷⁾と考えられている。具体的にはエストニア民法通則法 (Tsiiviilseadustiku üldosa seadus) 35条、エストニア債務法620条1項、エストニア商法187条1項、315条1項、327条1項の規定で定められている。

注意義務に関しては、一つの基準として、エストニア債務法620条2項によって、取締役という「職業人」「プロフェッショナル」としてというものがあり、一見すると日本における善管注意義務と同様のものといえそうであるが、エストニアの方が基準の幅が若干広いように思われる。

また、エストニア民法通則法32条では、信義誠実の原則について定められており、こちらも注意義務の基準を考える上で、一つの指標となる⁽²⁸⁾ものと考えられる。忠実義務に関しては、競業避止義務、守秘義務、利益相反取引の禁止が具体的に考えられる⁽²⁹⁾が、守秘義務についてクローズアップされているところが、エストニアならではのとも考えることができる。

競争禁止義務については、具体的にエストニア商法185条1項、312条1項、324条1項において定められている。規定の内容は日本のものとほぼ同様のものであるといえる。

Aktsiaselts は、前述の通り、大規模な会社に適していると考えられており、上場するものもある。しかしながら、取締役会 (Juhatus) は1人または2人以上で構成される旨の規定があり、取締役会の構成メンバーを複数求めるまでは至っていない。

1969年に修正されたアメリカ法曹協会 (American Bar Association) による模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) では、定款に別段の定めがない場合には取締役会による事業経営を強制することにしたが、定款に別段の定めをおくことで取締役会による経営を不要とする途が開くとともに、取締役の法定員数を1人以上とした。これは、閉鎖的企業の実体に相応する措置として考え⁽³⁰⁾られているが、取締役会の構成メンバーである取締役の人数を1人以上としている点で、エストニア商法と共通しており、Aktsiaselts も小規模閉鎖的な会社になりうる余地があるといえることができる。

5. その他の会社の形態

Täisühing は、エストニア商法79条により、2人又はそれ以上の社員が、連帯して責任を負う形態である。社員は自然人、法人ともなることができる (80条1項)。2015年7月1日現在、2631社の登録があり、金融、保険関係が1550社と半数以上を占めている。

Usaldusühing は、エストニア商法125条1項により、2人又はそれ以上の社員により設立され、少なくとも一人は無限責任社員 (täisosanik) として、またもう一人は有限責任社員 (usaldusosanik) として責任を負う形態である。2015年7月1日現在、2334社の登録がある。

Tulundusühistu は、商業組合法 (Tulundusühistuseadus) によって設立

されるものであり、設立に際して、その4条において、自然人、法人を問わず、5名以上の者が必要とされている。2015年7月1日現在、1711社の登録がある。

6. エストニアにおける企業情報開示と 我が国のウェブ開示との比較

エストニアは前述の通り、IT先進国として知られており、IT機器の利用を前提とした会社運営について、法文上でも明らかにされている。現に、エストニア商法172条1項では、株主総会の招集通知を電子メールで株主に送信することを認めており、同条2項で招集通知には、議案をはじめとした株主総会参考書類等を掲載したウェブページのアドレスを掲載することを求めているなど、後述の我が国のウェブ開示と比較して、多くの情報をウェブで開示している現状が窺われる。

わが国でも、インターネットの利用環境が整い、2005年の会社法制定時にいわゆるウェブ開示制度が認められた。ウェブ開示とは、株式会社における事業報告等の株主総会の招集に際して提供すべき書類につき、株主に対する書面等による提供に代えて、事業報告等に含めるべき事項をインターネット上のホームページに掲載する開示方法であり、株主に対する情報開示を確保する目的がある。すなわち、株主に対する情報開示が充実することに伴い、株主総会の招集通知に際して、株主に対して書面等により提供すべき情報が多くなり、印刷代や郵送料等の費用が著しく増大するおそれがあり、その結果として費用を抑えるために書面の量を削減しようとするなど、株主に提供する情報の内容自体を簡略化しようとする動きを牽制する趣旨であるとされる。

規定上では、会社法施行規則94条において、議案などを除いた株主総会参考書類に記載すべき事項に係る情報を、当該株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から3ヶ月が経過する日までの間、継続

して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置(222条1項1号ロに掲げる、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう)を使用する方法によって行われるものに限る)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に対して提供したものとみなすとしている。ただし、この措置をとる旨の定款の定めが必要とされている。

また、会社法施行規則133条3項では、主要な事業内容等を除く、事業報告に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から3ヶ月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合において、当該事項につき、それぞれ定まった方法で株主に対して提供したものとみなすとしている。この場合も、この措置をとる旨の定款の定めが必要とされている。

加えて会社法計算規則133条4項では、株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限り、提供計算書類に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から3ヶ月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置を使用する方法によって行われた場合、同規則2項各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなすとしている。この場合も、この措置をとる旨の定款の定めが必要とされている。

ウェブ開示の対象となる書類は、①株主総会参考書類(会社法301条1項における議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類であり、株主に対して、議案への賛否の判断材料を提供するもの)、②事業報告(会社法

435条2項における、ある事業年度に係る株式会社の状況に関する重要な事項を報告する書類であり、同法438条3項において定時株主総会でその内容を報告しなければならないもの)、③計算書類(会社法435条2項、会社計算規則59条1項における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表であり、会社法438条2項において定時株主総会の承認を受けなければならないもの)、④連結計算書類(会社法444条1項、会社計算規則61条における連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表であり、会社法444条7項において、定時株主総会にその内容を報告しなければならないもの)の4つである。

会社法制定当初は、上記の①～③の各書類に記載すべき事項のうち、株主の議決権行使等のために必要な重要な事項については、インターネットの利用が困難な株主やインターネットによる開示を好まない株主に不利益が生じることを避けるため、ウェブ開示は認めないこととされた。具体的には、①の株主総会参考書類における議案や監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項等について、②の事業報告における a) 主要な事業内容、b) 主要な営業所等の状況、c) 主要な借入先及び借入額、d) 事業の経過及びその成果、e) 資金調達、合併等についての状況、f) 直前3事業年度の財産等の状況、g) 重要な親会社及び子会社の状況、h) 対処すべき課題、i) 会社役員の氏名、地位及び担当、j) 会社役員の報酬等に関する事項、k) 監査役等が財務及び会計に関する知見を有しているときは、その事実、l) 上位10名の株主の氏名等、m) 役員等の新株予約権の保有状況、n) 監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項について、③の計算書類において、個別注記表以外のものについてはウェブ開示の対象とならない事項とされた。

しかしながら、会社法制定時においてもインターネットの利用は活発化しており、その利便性、情報の発信の容易性などから、各企業が自社のウェブページをもつことが主流となっていた。このような状況などから、株式会社の利害関係者からウェブページによる企業情報の充実が求められ、

また、株式会社としても自身の情報を積極的に発信していくことの重要性が高まっていく環境の中で、2013年12月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）において決定された「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」において、ウェブ開示を拡大する方向で検討を進めることが確認された。

こうした流れの中で、2014年6月20日に「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、2015年2月6日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（以下、改正省令とする）が公布され、ウェブ開示事項が拡大された。

具体的には、前述の②事業報告について、これまでウェブ開示の対象とならない事項とされていた、a) 主要な事業内容、b) 主要な営業所等の状況、c) 主要な借入先及び借入額、f) 直前3事業年度の財産等の状況、k) 監査役等が財務及び会計に関する知見を有しているときは、その事実については、ウェブ開示の対象となる事項となり、株式会社の現況に関してのウェブ開示の充実が図られることとなった。

しかしながら、前述の①株主総会参考書類における、社外取締役を置くことが相当でない理由や、②事業報告における会社役員との責任限定契約の内容の概要、①と同様に社外取締役を置くことが相当でない理由については、ウェブ開示の対象とならない事項とされ、ウェブ開示の対象外の項目が若干ではあるが増加したと評価することもできる。

また、会社法施行規則94条3項では、株主総会参考書類でウェブ開示の対象としていないものであっても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではないとし、同規則133条7項においても、事業報告について同様の取扱いとし、会社計算規則133条8項では、ウェブ開示にあたり、提供計算書類に表示すべき事項のうち株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状

態に置く措置をとることを妨げるものではないとし、株式会社が任意に、規定以外の情報をウェブ開示することは問題ないものとされている。

株主総会招集通知に関して、会社法299条1項では、株主総会開催日の2週間前までに、株主に対してその通知を発することを原則とし、同条2項において、取締役会設置会社または、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとした場合や株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合については、書面で通知することが求められている。

会社法299条3項において、取締役は、同条2項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができるとし、この場合、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなすとしている。

会社法施行令2条1項では、会社法299条3項により電磁的方法により通知を発しようとする者は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないとし、具体的な方法として、会社法施行規則230条において次のように規定している。

すなわち、電子情報処理組織⁽³¹⁾を使用する方法のうち、送信者が使用するものとして、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（会社法施行規則230条1号イ（1））、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（会社法施行規則230条1号イ（2））、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法（会社法施行規則230条1号ロ）である。

そのため、株主による承諾を得ることができれば、株主総会の招集通知を電子メールに添付して送信することや、ウェブページに掲載し、ダウンロードできるようにすることや、USB メモリーなどに保存したものを株主に送付することなどが許されているといえる。

しかしながら、我が国では、エストニアのように商業登記簿に取締役などの電子メールアドレスを記載する必要はなく、株主総会の招集通知を電子メールに添付して送信するなどの方式が主流になるには、しばらく時間がかかるものと思われる。

日本政府の第6回産業競争力会議⁽³²⁾では、ITを活用したビジネスイノベーションについて話し合われていたが、その中で、インターネットでの情報提供を通常の方法として認めない規制の撤廃をすべきであるとの意見⁽³³⁾があり、株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化も項目として挙げられており、エストニアにおける制度を参考に構築していくべきだと考える。

7. おわりに

人が会社を設立する動機は様々なものがあるが、設立の容易さや特徴的な税制、運営のしやすさといった観点から、電子居住の制度とあいまって、エストニア商法の下での会社設立は、我が国も含め、諸外国と比較して大変魅力的であるといえる。エストニアは、2004年に5月にEUに加盟し、IT先進国として特徴的な会社法制を維持しながらも、今後、EU加盟国として、様々な会社法指令により、その調整 (harmonization) がなされる部分もでてくるであろう。欧州委員会の2003年の行動計画を受けて、2007年にヨーロッパ模範会社法プロジェクトが結成された⁽³⁴⁾が、こうしたモデル作りにおいても、エストニアの会社法制は参考とすべき点は多いように考える。

今後は、エストニアの現地での調査、研究も視野に入れ、会社法と情報

法の接点となる分野についても検討していきたいと考えている。

注

- (1) <http://estonia.eu/about-estonia/country/estonia-at-a-glance.html>
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html>
- (2) 一般社団法人国際 IT 財団「海外調査2014～英国・エストニア～報告書」(2015年) 16頁。
- (3) JETRO「バルト三国の投資環境について」ユーロトレンド (2009年) 13頁。http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000120/0908R5.pdf
- (4) 遠藤誠「世界の法制度〔欧州編〕第27回 エストニア」国際商事法務 Vol. 42, No. 12 (2014年) 1892頁。
- (5) 2009年に18分で会社の設立が完了できたとして、ギネス世界記録に認定された (<https://e-estonia.com/e-residents/services-and-benefits/>)。
- (6) https://www.eesti.ee/est/teemad/ettevotja/ettevotte_loomine/ettevotlusvormi_valik/osauhing
- (7) <http://www.tallinnanotar.ee/notarid> など公証人のプロフィールや写真がホームページに掲載されているのも我が国と異なり特徴的である。
- (8) Ants Karu & Tiina Pukk「エストニア会社法」大西千尋 (監訳)、小野智博 (訳) 国際商事法務 vol. 39, No. 6 (2011年) 813頁。
- (9) <https://e-estonia.com/e-residents/about/>
- (10) この点について、我が国の規定は、電子メールやインターネット上のホームページなどの用語は一般化しつつあるものの、『電子計算機に備えられたファイルに記録された情報』などのように直接的な表現は使われず、会社法本文、会社法施行令、会社法施行規則等で分散して規定され、なおかつ複雑な表現となっている。
- (11) 遠藤・前掲 (注4) 1891頁。
- (12) http://www2.rik.ee/rikstatfailid/failid/tabel.php?url=15_07tg.htm
- (13) 卸売、小売も含む。
- (14) Ants Karu & Tiina Pukk・前掲 (注8) 814頁。
- (15) Ants Karu & Tiina Pukk・前掲 (注8) 815頁。
- (16) もっとも、通常の売買価格よりも高額に設定することは、他の株主によって、売買契約を結んだ株式を喪失することを防ぐための、「権利確保のための代金」が含まれていると考えれば、問題ないという結論になるとも考えられる。
- (17) Ants Karu & Tiina Pukk・前掲 (注8) 815頁。

- (18) 酒巻俊雄『閉鎖的会社の法理と立法』（日本評論社、1973年）162頁。
- (19) 酒巻・前掲（注18）162頁。
- (20) 酒巻・前掲（注18）162頁。
- (21) 遠藤・前掲（注4）1891頁。
- (22) Ants Karu & Tiina Pukk・前掲（注8）812頁。
- (23) 遠藤・前掲（注4）1891頁
- (24) http://www2.rik.ee/rikstatfailid/failid/tabel.php?url=15_07tg.htm
- (25) Merika Varusk, “Company Board Members’ Liability and Prerequisites for it in Bankruptcy Proceedings” (JURIDICA INTERNATIONAL LAW REVIEW. UNIVERSITY OF TARTU) No. 21 (2014), pp. 186
- (26) Ibid., pp. 186
- (27) Ibid., pp. 187
- (28) Ibid., pp. 188
- (29) Ibid., pp. 188
- (30) 酒巻・前掲（注18）96頁。
- (31) 情報処理の促進に関する法律20条5項における情報処理システムを指すと考えられてる。すなわち、電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものであるとされる。
- (32) 2012年12月26日の閣議決定で、我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部が設置され、この日本経済再生本部の下で、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため開催されたものである。第6回産業競争力会議は、2013年4月17日に開催された。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/konkyo.html>
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/konkyo.html>
- (33) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai6/siryou11.pdf>
- (34) 久保寛展「ヨーロッパ模範会社法プロジェクトの基本構想」13頁。